

○新発田市景観形成支援補助金交付要綱

平成20年7月10日

告示第165号

改正 平成21年4月13日告示第92号

平成24年6月29日告示第208号

平成26年3月26日告示第98号

平成28年3月29日告示第105号

令和3年5月10日告示第175号

新発田市景観形成支援補助金交付要綱を次のように定め、平成20年7月1日から実施した。

(趣旨)

第1条 この要綱は、新発田市景観条例（平成20年新発田市条例第3号）第23条第2項の規定に基づき、景観づくりに著しく寄与すると認められる行為を行おうとするものに対し、予算の範囲内において補助金を交付することについて、新発田市補助金等交付規則（昭和33年新発田市規則第10号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助金の交付対象者等)

第2条 補助金の交付対象者は、景観法（平成16年法律第110号）第8条第1項の規定により策定された新発田市景観計画（以下「景観計画」という。）に定められた歴史景観エリアの歴史景観重要道路沿いの敷地又は市長が別に指定する区間及び区域において、次項に定める修景事業を行う者とする。

2 補助金の対象となる修景事業は、次に掲げる事業で、かつ、景観計画に適合し、歴史的景観と調和する事業とする。ただし、販売を目的とする敷地（建売販売等を目的としている敷地を含む。）において行う事業は、補助金の対象としない。

- (1) 建築物の新築、増築、改築又は修繕若しくは模様替え（外壁又は屋根に限る。）
- (2) 外壁等の塗り替え
- (3) 生垣の設置
- (4) 塀等の設置又は修繕
- (5) 石垣の設置又は修繕
- (6) 門の設置又は修繕
- (7) 建築設備の遮へい
- (8) 看板等の設置

(9) 前各号に掲げるもののほか、市長が特に必要と認める事業

(平成24告示208・全改、平成28告示105・一部改正)

(補助対象経費及び補助金の額等)

第3条 補助金の交付対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、前条第2項に規定する修景事業に要する経費のうち、市長が別に定める経費とする。

2 補助対象経費に他からの補助金又はこれに類する収入がある場合は、その額を当該補助対象経費から控除した額を補助対象経費とする。

3 補助金の額は、別表の左欄に掲げる対象事業ごとに、それぞれ同表の中欄に掲げる補助率及び右欄に掲げる補助限度額の範囲内において市長が決定する額（千円以上の単位とする。）とする。

4 前条第2項第1号及び第2号の修景事業については、同一の建物につき、どちらかの修景事業に1回限り補助金を交付するものとする。

5 前条第2項第3号から第7号までの修景事業については、同一敷地内につき、同項第3号から第7号までの修景事業ごとに1回限り交付するものとする。

6 第4項及び前項の規定にかかわらず、市長が特に必要と認める場合は、改めて補助金を交付することができる。

7 同一敷地内における補助金の額は、一の年度において100万円を限度とする。

(平成24告示208・全改)

(補助金の交付申請)

第4条 補助金の交付を申請しようとする者は、新発田市景観形成支援補助金交付申請書

(別記第1号様式)に、次に掲げる書類を添えて市長に申請しなければならない。

(1) 事業計画書（別記第2号様式）

(2) 収支予算書（別記第3号様式）

(3) 実施箇所を示す位置図及び現況写真

(4) 工事費等見積書の写し

(5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

(補助金の交付決定)

第5条 市長は、前条の規定による申請を受けたときは、速やかにその内容を審査の上、補助金の交付の可否を決定し、その結果を新発田市景観形成支援補助金交付（不交付）決定通知書（別記第4号様式）により申請者に通知するものとする。

2 市長は、前項の規定により交付の決定をする場合において、必要と認めるときは、条件

を付することができる。

(申請内容の変更)

第6条 前条第1項の規定により交付の決定を受けた者(以下「補助対象者」という。)は、交付申請書に記載した内容又は添付書類を変更しようとするときは、新発田市景観形成支援補助金変更承認申請書(別記第5号様式)を速やかに市長に提出し、承認を受けなければならない。この場合において、次の各号に掲げる書類を変更内容に応じて添付しなければならない。

- (1) 事業変更計画書(別記第6号様式)
- (2) 収支変更予算書(別記第7号様式)
- (3) 変更後の工事費等見積書の写し
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

2 市長は、前項の規定による申請を受けたときは、その内容を審査し、新発田市景観形成支援補助金交付変更承認(不承認)通知書(別記第8号様式)により補助対象者に通知するものとする。

(申請の取下げ)

第7条 補助対象者は、補助対象となる事業の中止等により申請の取下げをしようとするときは、新発田市景観形成支援補助金交付申請取下届(別記第9号様式)を市長に提出しなければならない。

(実績報告)

第8条 補助対象者は、補助金の交付の決定を受けた事業が完了したときは、新発田市景観形成支援補助事業実績報告書(別記第10号様式)に次に掲げる書類を添えて、事業完了の日から15日以内に市長に提出しなければならない。

- (1) 事業実績報告書(別記第11号様式)
- (2) 収支決算見込書(別記第12号様式)
- (3) 請求書又は領収書の写し
- (4) 完成写真
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

(補助金の額の確定)

第9条 市長は、前条の規定による報告書の提出があったときは、その内容を審査し、交付すべき補助金の額を確定し、新発田市景観形成支援補助金確定通知書(別記第13号様式)によりその額を補助対象者に通知するものとする。

(補助金の請求)

第10条 補助対象者は、前条の規定による通知を受けたときは、新発田市景観形成支援補助金交付請求書（別記第14号様式）により、市長に補助金の交付を請求することができる。

(補助金の交付)

第11条 市長は、前条の規定による請求を受けたときは、補助対象者に対して補助金を交付するものとする。

(補助金の返還)

第12条 市長は、補助対象者が、次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の全部又は一部を返還させるものとする。

- (1) 虚偽の申請その他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。
- (2) 補助金を他の用途に使用したとき。
- (3) 補助金交付の条件に違反したとき。

(その他)

第13条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

前 文（平成21年告示第92号）抄

平成21年4月1日から実施した。

前 文（平成24年告示第208号）抄

平成24年4月1日から実施した。

前 文（平成26年告示第98号）抄

告示の日（平成26年3月26日）から実施する。

前 文（平成28年告示第105号）抄

平成28年4月1日から実施する。

前 文（令和3年告示第175号）抄

令和3年4月1日から実施した。

附 則（令和3年告示第175号）

この告示の実施の際、この告示による改正前の様式により使用されている書類は、この告示による改正後の様式によるものとみなす。

別表（第3条関係）

（平成24告示208・全改、平成28告示105・一部改正）

対象事業	補助率	補助限度額
------	-----	-------

建築物の新築、増築、改築又は修繕若しくは模様替え（外壁又は屋根に限る。）	1/3以内	50万円
外壁等の塗り替え	1/3以内	10万円
生垣の設置	1/3以内	15万円
塀等の設置又は修繕	1/3以内	15万円
石垣の設置又は修繕	1/3以内	15万円
門の設置又は修繕	1/3以内	15万円
建築設備の遮へい	1/3以内	10万円
看板等の設置	1/3以内	15万円
市長が特に必要と認める事業	1/3以内	15万円

備考

補助率は、補助対象経費に対する率とする。

別記第1号様式(第4条関係)

新発田市景観形成支援補助金交付申請書

年 月 日

(宛先)新発田市長

申請者
住所
氏名

新発田市景観形成支援補助金の交付を受けたいので、新発田市景観形成支援補助金交付要綱第4条の規定により、関係書類を添えて、次のとおり申請します。

記

1 補助金の申請額 金 円

2 関係書類

- (1) 事業計画書(別記第2号様式)
- (2) 収支予算書(別記第3号様式)
- (3) 実施箇所を示す位置図及び現況写真
- (4) 工事費等見積書の写し
- (5) その他市長が必要と認める書類

第2号様式(第4条関係)

事業計画書

1 対象事業	
2 実施場所	新発田市
3 実施期間	年 月 日～ 年 月 日
4 事業内容	

第3号様式(第4条関係)

収支予算書

1 収 入

区分	収入予定額	備考
市補助金	円	
申請者負担金		
合計		

2 支 出

区分	支出予定額	備考
	円	
合計		

第4号様式(第5条関係)

新発田市景観形成支援補助金交付(不交付)決定通知書

第 号
年 月 日

様

新発田市長



年 月 日付けで申請のあった新発田市景観形成支援補助金について、下記のとおり交付する(交付しない)ことに決定したので、新発田市景観形成支援補助金交付要綱第5条の規定により通知します。

記

1 交付する

(1) 対象事業

(2) 実施場所

(3) 補助金交付決定額 金 円

(4) 条件

2 交付しない

(1) 交付しないこととした理由

第5号様式(第6条関係)

新発田市景観形成支援補助金変更承認申請書

年 月 日

(宛先)新発田市長

補助対象者
住所
氏名

年 月 日付で申請した新発田市景観形成支援補助金交付申請書の内容を変更したいので、新発田市景観形成支援補助金交付要綱第6条第1項の規定により、関係書類を添えて、次のとおり申請します。

記

- 1 補助金交付決定通知書番号 第 号
- 2 変更する内容
- 3 変更する理由
- 4 変更後の補助金の申請額 金 円
- 5 関係書類
 - (1) 事業変更計画書(別記第6号様式)
 - (2) 収支変更予算書(別記第7号様式)
 - (3) 変更後の工事費等見積書の写し
 - (4) その他市長が必要と認める書類

第6号様式(第6条関係)

事業変更計画書

区分	変更前	変更後
1 対象事業		
2 実施場所	新発田市	新発田市
3 実施期間	年 月 日～ 年 月 日	年 月 日～ 年 月 日
4 事業内容		

第7号様式(第6条関係)

収支変更予算書

1 収 入

区分	収入予定額		備考
	変更前	変更後	
市補助金	円	円	
補助対象者負担金			
合計			

2 支 出

区分	支出予定額		備考
	変更前	変更後	
	円	円	
合計			

第8号様式(第6条関係)

新発田市景観形成支援補助金交付変更承認(不承認)通知書

第 号
年 月 日

様

新発田市長



年 月 日付けで変更承認申請のあった新発田市景観形成支援補助金について、下記のとおり交付決定の変更を承認する(承認しない)こととしたので、新発田市景観形成支援補助金交付要綱第6条第2項の規定により通知します。

記

1 承認する

(1) 対象事業

(2) 実施場所

(3) 補助金交付変更決定額 金 円

(4) 条件

2 承認しない

(1) 承認しないこととした理由

第9号様式(第7条関係)

新発田市景観形成支援補助金交付申請取下届

年 月 日

(宛先)新発田市長

補助対象者
住所
氏名

新発田市景観形成支援補助金交付要綱第7条の規定により、新発田市景観形成支援補助金交付申請取下届を提出します。

記

1 対象事業

2 実施場所

3 補助金交付決定通知書番号 第 号

4 補助金交付決定額 金 円

5 取下げの理由

第10号様式(第8条関係)

新発田市景観形成支援補助事業実績報告書

年 月 日

(宛先)新発田市長

補助対象者
住所
氏名

年 月 日付け 第 号により補助金の交付の決定を受けた事業が完了しましたので、下記のとおり報告します。

記

1 補助金交付決定額 金 円

2 添付書類

- (1) 事業実績報告書(別記第11号様式)
- (2) 収支決算見込書(別記第12号様式)
- (3) 請求書又は領収書の写し
- (4) 完成写真
- (5) その他市長が必要と認める書類

第11号様式(第8条関係)

事業実績報告書

1 対象事業	
2 実施場所	新発田市
3 実施期間	年 月 日～ 年 月 日
4 事業内容	

第12号様式(第8条関係)

収支決算見込書

1 収 入

区分	予算額	決算額(見込み)	備考
市補助金	円	円	
補助対象者負担金			
合計			

2 支 出

区分	予算額	決算額(見込み)	備考
	円	円	
合計			

第13号様式(第9条関係)

新発田市景観形成支援補助金確定通知書

第 号
年 月 日

様

新発田市長



年 月 日付けで実績報告のあった新発田市景観形成支援補助事業について、下記のとおり補助金の額を確定したので、新発田市景観形成支援補助金交付要綱第9条の規定により通知します。

記

1 対象事業

2 補助金交付決定額 金 円

3 補助金交付確定額 金 円

第14号様式(第10条関係)

新発田市景観形成支援補助金交付請求書

年 月 日

(宛先)新発田市長

補助対象者

住所

氏名

㊦

新発田市景観形成支援補助金交付要綱第10条の規定により 年 月 日付け
第 号 により補助金の交付の確定を受けた補助金を交付されるよう請求し
ます。

金 _____ 円

○振込先

銀行等	銀行・信金 労金・信組 農協・漁協	本店 支店	預金種目	1 普通預金 2 当座預金 3 その他
	金融機関コード	店舗コード	口座番号	
	フリガナ			
	口座名義人			

※(株)ゆうちょ銀行は対象外とします。

別記第1号様式（第4条関係）

（令和3告示175・一部改正）

第2号様式（第4条関係）

第3号様式（第4条関係）

第4号様式（第5条関係）

（平成26告示98・一部改正）

第5号様式（第6条関係）

（令和3告示175・一部改正）

第6号様式（第6条関係）

第7号様式（第6条関係）

第8号様式（第6条関係）

（平成26告示98・一部改正）

第9号様式（第7条関係）

（令和3告示175・一部改正）

第10号様式（第8条関係）

（令和3告示175・一部改正）

第11号様式（第8条関係）

第12号様式（第8条関係）

第13号様式（第9条関係）

第14号様式（第10条関係）

（令和3告示175・一部改正）